



広報

FUKAURA

ふかうら

No.410

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

新型コロナウイルス ワクチン接種に関するお知らせ

深浦町における集団接種会場での新型コロナウイルスワクチン追加接種（3回目接種）が3月で終了しました。

その後は、12歳～17歳の方の追加接種（3回目接種）と5歳～11歳の方の1回目及び2回目接種を行いました。

12歳以上の方で3回目の接種がまだ済んでいない方、5歳～11歳の方で接種を希望する方は、ワクチン接種対策室（Tel 82-0190）までご相談ください。

町内での集団接種は終了しているため、これから接種を希望する方は、深浦診療所での個別接種となります。

個別接種は、ワクチンが無駄なく使用するために、接種希望者が1瓶の使用人数に達してから日程が決まります。そのため、日程が決まるまで時間を要しますので、ご希望の方は早めにご相談・ご予約をお願いします。

問合せ先

新型コロナウイルスワクチン接種対策室

Tel 82-0190



「認知症かも？」と心配になったら相談してください

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりするため、さまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態のことを言います。認知症は、誰でもかかる可能性のある脳の病気です。

認知症は早期対応で、適切な治療をすることにより、進行を遅らせることができたり、診断後の生活の質を確保できるようになります。

ます。

「話がかみ合わないな。」「前からもの忘れがあつたけど、最近多いな。」等と感じたら、かかりつけ医や地域包括支援センターへ相談ください。

◎深浦町地域包括支援センター
地域包括支援センターは、高齢者の困りごとを相談できる窓口です。

認知症についての心配や介護のお悩み等がありましたらご相談ください。

◆相談時間

平日 8時15分～17時

※年末年始および祝祭日を除く

◆場所

深浦町広戸字家野上104-1
(深浦町保健センター内)

□問合せ先

地域包括支援センター

Tel 74-4421



令和4年度深浦町高等学校等通学支援金交付事業

町内の中学校を卒業後、高等学校等に在学している生徒の保護者に、通学費及びその他就学に伴う経費の一部を支援します。

◆対象者

町内に住所を有している方で、高等学校等に在学している満20歳以下の高校生の保護者

※公立及び私立の高等学校、特別支援学校高等部、高等専門学校第3学年まで

◆支援額

対象となる高校生1名につき年額30,000円

◆申請方法

本事業の対象者と思われる皆様には、4月末までに申請書を送付しますので、申請期限までに町教育委員会教育課へ提出してください。

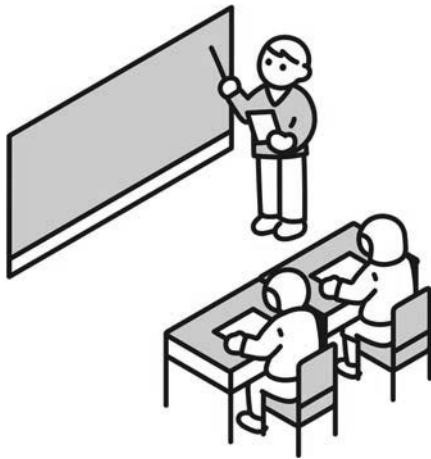
また、該当すると思われる方で申請書が届いていない方は、町教育委員会教育課までご連絡ください。

◆必要書類
・深浦町高等学校等通学支援金交付申請書
・在学証明書（必須）
・住民票の写し（申請書の同意欄に氏名等を記載すれば省略可）
・保護者名義の預金通帳の写し（口座番号と口座名義が確認できるもの）

◆申請期限
5月31日（火）まで

◆交付時期
7月末頃に交付予定

□問合せ先
教育委員会教育課
Tel 74-4419



資格取得を支援します

町民の能力向上の推進及び就業環境の改善による地元定着を図ることを目的に、仕事や就職に役立つ資格または免許等の取得費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

・資格取得に要した経費（講習会等の受講料、受験料、登録料等）の支出額の合計額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
・上限10万円

※本補助金を受領済の方は、10万円から交付確定額を除いた額

◆対象資格等

仕事や就職に役立つ資格や免許。ただし、普通自動車免許、大型自動車免許、普通自動車二輪免許、大型自動車二輪免許及び原動機付き自転車免許を除く。

※該当資格等は町ホームページをご覧ください。

◆補助対象者

他の類似の補助金等（教育訓練給付金等を除く）の交付を受けていない

深浦町内に住所を有する65歳未満の方

◆補助金申請時期

当該資格取年度の末日まで
詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
Tel 74-2122

深浦診療所からの

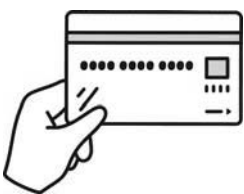
お知らせ

オンライン資格確認システム導入により、マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。

※マイナンバーカードがなくても、健康保険証でもこれまでどおり受診できます。

□問合せ先

深浦診療所
Tel 82-0337



「若者等住宅整備支援補助金」のお知らせ

深浦町への移住促進や若年世代の定住促進を目的に、若者等世帯（新婚世帯、子育て中の世帯）や移住世帯が、町内において行う住宅整備（新築・購入、リフォーム）費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新築または購入の場合】
・住宅の新築工事費または購入代金の25%以内
・上限50万円

【リフォームの場合】

・深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の対象となった経費（リフォーム工事費）の5%以内
・上限10万円

※深浦町住環境リフォーム推進事業補助金とは別に補助します。

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯とします。

① 婚姻後5年以内の新婚夫婦

② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆補助対象者

移住世帯または若者等世帯を代表して住宅を整備した方。ただし、リフォームについては、若者等世帯と同居する方（親等）がリフォーム工事の実施者（深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の交付対象者）の場合も対象となります。

◆補助金申請の時期

以下のいずれかに該当する日から1年以内の期間で、各要件を満たす場合に申請いただけます。（事前にご相談いただくことをお勧めします）

【新築または購入の場合】

取得した住宅の所有権保存または所有権移転登記完了日

【リフォームの場合】

深浦町住環境リフォーム推進事業補助金の確定通知日

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
TEL 74-12122

民間賃貸住宅

入居者を支援します

若者等世帯（新婚夫婦、子育て者）が、民間住宅を賃貸して入居する費用の一部を補助します。

◆補助率及び補助限度額

【新婚夫婦の場合】
・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
・上限1万5千円

【子育て者】

・家賃から住宅手当を減額した額の2分の1相当額（1,000円未満端数切捨て）
・上限2万5千円

◆若者等世帯とは

世帯の代表者またはその配偶者が45歳未満であって、次のいずれかに該当する方の世帯

① 婚姻後5年以内の新婚夫婦

② 18歳以下の子どもを扶養し、その子どもと同居する方

◆民間賃貸住宅とは

住宅の所有者等との間で賃貸借契約を締結し居住するための

住宅。ただし、次に掲げる住宅を除く。

- ① 公営住宅等の公的賃貸住宅
- ② 社宅、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
- ③ 夫婦の3親等以内の親族が所有する住宅

◆補助対象者

4月1日以降に世帯全員が賃貸借契約を締結した民間賃貸住宅に入居、住所を有しており、5年以上当町に居住する意思があること。

◆補助金支払方法

上期（4月～9月）及び下期（10月～3月）の2回に分けてまとめて指定口座へ振込予定

詳しくは、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

□問合せ先

総合戦略課 地域政策係
TEL 74-12122



合併処理浄化槽設置費用の一部を補助します

町では、下水道が整備されていない地域においても快適な生活ができるよう、単独処理浄化槽や汲み取り便所から合併処理浄化槽へ設置替え（新築含む）する費用の一部を補助しています。

◆補助限度額

補助金額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用とし、以下に定める額を上限とします。

- ・ 5人槽 352,000円
- ・ 7人槽 441,000円
- ・ 10人槽 588,000円

※合併処理浄化槽の人槽の算定人員については、『建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）』によるものとします。

（例）延べ面積130㎡以上の住宅の場合でも、日平均水道使用量が1㎡未満で、居住人員が1〜2人世帯は5人槽となる場合があります。

※詳細については問合せください。

◆建物の用途

住宅（店舗等の併用住宅の場合は、2分の1以上が居住部分であること）

◆対象区域

公共下水道及び漁業集落排水処理区域以外の地域

◆その他

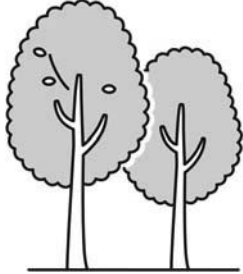
ア・町税等を滞納していないこと
イ・工事着工前に申請手続が必要です。（設置後は対象となりません）

ウ・対象期間 令和4年4月から令和5年2月末までに工事を完了するもの。

※その他の詳細事項やご不明な点などがありましたら、建設水道課上下水道係へ問合せください。

□問合せ先

建設水道課 上下水道係
Tel 74・4416（内254）



6月は土砂災害防止

月間です

土砂災害から身を守るために、日頃の備えと早めの避難が必要です。土砂災害は、台風などの大雨の時期に特に多く発生します。身の危険や周囲に異変を感じたら、直ちに避難するとともに、役所などへ連絡しましょう。土砂災害警戒情報や土砂災害警戒区域マップなど、土砂災害に関する情報は、青森県庁ホームページから「防災情報（砂防）」で検索するとご覧いただけます。

◆参考URL

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/kasensabo/dosha_keikai_itiran.html

□問合せ先

◆深浦町
総務課 消防防災係
Tel 74・2111

◆青森県

県土整備部 河川砂防課
砂防グループ
Tel 0177349670

「奥津軽わげもの会議」を開催します

県西北地域県民局は深浦町等と連携し、地域の若者や移住者らのコミュニティ活動を募り実証する事業を行います。最初のアイデアを募る「奥津軽わげもの会議」参加者を募集します。

◆参加料

無料

◆日時

第1回 5月9日（月）
第2回 5月16日（月）

いずれも18時30分から20時30分

◆会場

つがる市生涯学習交流センター「松の館」

※中泊町総合文化センターパルナスでも同10日・17日に実施します。

□問合せ先

県西北地域県民局
Tel 017313412175

申込はこちらから ▼



マイクロチップを装着している犬・猫の飼い主の方へ

動物愛護管理法の改正により、令和4年6月1日以降に装着されたマイクロチップは「犬と猫のマイクロチップ情報登録」という環境省のデータベースに登録されることとなります。

現在、既にマイクロチップを装着し、次の登録団体に登録されている方で、環境省のデータベースへの登録を希望される方は、令和4年5月31日まで、左記の移行登録サイトから登録の手続きをすれば、無料で環境省のデータベースにも登録できます。

- ・ F a m
 - ・ ジャパンケネルクラブ
 - ・ マイクロチップ東海
 - ・ 日本マイクロチップ普及協会
 - ・ 日本獣医師会（A I P O）
- 犬と猫のマイクロチップ情報登録・環境省データベースへの移行登録受付サイト
<https://www.aipo.jp/transfer>

問合せ先

公益財団法人日本獣医師会
Tel 03-3475-1695

火入れは許可が必要です

火入れを必要とする時は許可を受け、山火事防止の万全の対策を立てて行って下さい。

◆火入れの許可は、火入れを開始しようとする10日前までに、（農林水産課）へ申請しなければなりません。

◆火入れは、次の(1)～(4)のすべてに該当しなければ許可されません。

- (1) 火入れの目的が次の①～⑤のいずれかに該当すること。
 - ①造林のための地ごしらえ
 - ②採草地の改良
 - ③害虫の駆除
 - ④開墾準備
 - ⑤焼畑
- ※ 許可対象面積は、原則として2ヘクタール以下。
- (2) 火入れ地の周囲への延焼のおそれがないと認められること。
- (3) 防火体制が、次の①～③のすべてに該当すること。

① 火入れ作業に従事する人が、1ヘクタール当たり15人以上、2ヘクタール当たり20人以上いること。

② 火入れ地の周囲に、幅7メートル以上（平たん地の場合）の防火帯が設置・計画されていること。

③ 消火に必要な器具などが準備できていること。

(4) 火入れ期間における気象状況などからみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

※ 許可を得ないで「火入れ」をすると、森林法により罰せられます。

農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして、生活環境保全上著しい支障を及ぼさない範囲で行われる廃棄物の焼却（例：稲わら、あぜ草の焼却等）であっても、森林の周囲1km以内において幅広く焼却（寄せ焼き、筋焼き）するなど、面的な広がりをもって焼却を行う場合は火入れ許可が必要となります。

問合せ・申請先

農林水産課 林業振興係
Tel 74-4411

65歳以上の方へ「結核検診」を受けましょう

結核の発症は高齢者に多く、特に80歳以上の方は結核を発症する危険性が他の年齢より約5倍高くなります。

そのため、65歳以上の方は、年1回、結核検診を受けることとされています。

6月～7月の集団健（検）診で実施する肺がん検診は、結核検診を兼ねており、結核の早期発見ができます。

集団健（検）診の日程等は、「令和4年度 集団健（検）診のお知らせ」や集団健（検）診の受診票に同封している「特定健診・がん検診の案内」でご確認ください。

受診を希望される方で、肺がん検診の受診に必要な受診票が送付されていない方は、健康推進課までご連絡ください。

問合せ先

健康推進課
Tel 82-0288

下水道未加入者の方へ

下水道に加入すると、ハエなどの害虫の減少、浄化槽や汲取りトイレの不快感臭いがなくなる、浄化槽の維持管理費（汲取り、故障した際の修理費、定期点検費用など）が不要になるなどのメリットがあります。

また、下水道供用地区で単独処理浄化槽を使用されているご家庭の場合、浄化槽法改正により単独処理浄化槽の設置が原則禁止となつてから20年以上経過しています。長く使用している単独処理浄化槽は処理能力が低下しているため、ぜひ下水道の加入をお願いします。

□問合せ先

建設水道課 下水道係
Tel 74-44116（内253・254）

自動車税の減免申請は

5月24日（火）まで

身体等に障がいのある方のために軽自動車等を使用する場合、申請によって軽自動車税が減免されます。5月24日（火）までに役場税務会計課、大戸瀬支所または岩崎支所に申請してください。

◆対象となる障がいの等級

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳は障がい名によって対象となる等級が異なります。詳しくは問合せください。

○療育（愛護）手帳「A」または精神障害者保健福祉手帳の等級「1級」の方

◆申請に必要なもの

○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳または精神障害保健福祉手帳

○運転する方の運転免許証

○軽自動車納税通知書

○認印

※生計を一にする方、または常時介護者が専ら障がいのある方の場合も対象になります。

※申請は障がいのある方1人につき1台です。自動車税（県税）の減免申請をする方は該当となりません。

※車いす昇降装置などを装着した特別の仕様の軽自動車で、専ら障がいのある方のために使用する場合も対象となります。

□問合せ先

税務会計課 税務係
Tel 74-2114

山火事に注意しましょう

青森県では、4月から6月10日まで、山火事防止運動強調期間となっております。

森林は木材生産のほか水資源のかん養、国土保全など各種の公益的機能を持ち、私たちの生活にいろいろの恩恵を与えてくれる緑の宝です。

これから山菜取りなど森林を利用する機会が多くなりますが、春の野山は乾燥しており、山火事が発生しやすくなっています。大切な森林を山火事から守るた

めに、次のことに注意してください。

① 枯れた草など火災が起こりやすい場所ではたき火をしない。
② 農作業時など火の取扱いには十分注意し、強風時や乾燥注意報が出ている時は、火入れなどは絶対しない。

③ たき火などをするとき、周囲にも知らせ、一人で行わない。また完全に消火するまではその場から離れない。

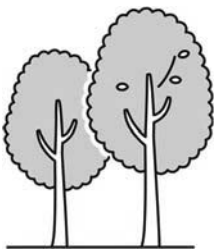
④ タバコは必ず消し、絶対投げ捨てない。

⑤ 火遊びはしない。

山火事の原因は、たき火やたばこの不始末などが多いことから、火の取扱いには十分に注意し、多くの動植物が育まれている大切な森林をみんなで守りましょう。

□問合せ先

農林水産課 林業振興係
Tel 74-4411



下水道をお使いの皆さま

下水道をお使いの地区にはマンホールポンプが多数設置されていますが、台所などの排水設備からの異物混入によりポンプが故障し、修理に多くの費用がかかっています。マンホールポンプが停止すると、マンホールから汚水があふれ、接続している住宅の排水溝から汚水が逆流する恐れがあります。

普段から大切に使用するため、今一度次のことに注意してください。さるようお願いいたします。

①水洗トイレには、トイレットペーパー以外の紙（新聞紙、ティッシュペーパー、紙おむつ、生理用品など）、タバコの吸殻、ガムなどを流さないでください。

②台所では、野菜くずや残飯、天ぷら油やサラダ油の廃油などを流さないでください。

③風呂の排水口から、ヘアピンやキヤップ類、紙切れ等を流さないでください。

□問合せ先

建設水道課 下水道係
Tel 74-4416 (内253・254)

**稲作農家を支援します
「青森県環境変化に対応した水田農業基盤強化事業」**

県では、米価下落などの影響を受けた稲作農家を支援するため、経営改善に向けた取組の経費の一部を補助します。活用したい農家の方は、ご相談・お申込みください。

◆対象となる取組・経費

①水稲から野菜等高収益作物に転換するための施設・資材・機械の導入経費

②スマート農業等の低コスト・省力化に向けた技術や機械の導入経費

◆補助率等

対象経費の4分の1以内（上限100万円）

◆申込期限

5月10日（火）

□問合せ・申込み先

農林水産課
Tel 74-4411 (内172)

「春の白神山地写真展」

開催中

地元の写真愛好家たちによる、地元の目線から見た白神山地・二湖の風景。

普段では見る事のできないものから、ふと気づくささやかで身近な風景をぜひご覧になってください。

◆開催場所

白神十二湖エコ・ミュージアム

◆開催日

4月16日（土）から5月29日（日）

◆開催時間

9時から17時

◆見学料

無料

□問合せ先

白神十二湖エコ・ミュージアム
Tel 77-3113

**深浦町美術館企画展Ⅰ
「村上文憲彫刻展」を
開催します**

弘前市出身の彫刻家・村上文憲

氏は、畑が点在する緑豊かな故郷に自宅と仕事場兼ギャラリーを構え木彫を続けている方で、趣味で木彫を楽しむ愛好者らの講師活動もしています。

作品は、少女、老人、農夫、漁師など人物像のほか動物作品など遊び心のある題材にも取り組むなど、飾り気のない素朴な優しさが感じられる作品29点を展示します。

町民の皆様は、入館料が無料です。

◆開催期間

4月29日（金）～5月29日（日）

◆開催時間

午前8時30分から午後5時

◆休館日

月曜日

□問合せ先

歴史民俗資料館・美術館
Tel 74-33882

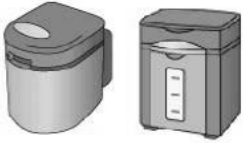



「ごみ処理機器」の購入を補助します

家庭から出る燃えるごみのうち、約半分が「生ごみ」です。さらに、生ごみの重さの約8割が水分です。この生ごみの水分は水切りや生ごみ処理機器を活用することで、大幅に減量することができます。

家庭の負担が軽減されるだけでなく、排出されたごみを焼却する際のエネルギーが抑えられ、地球温暖化の抑制にもつながりますので、新しい補助制度を利用して、生ごみ処理機器の購入をご検討ください。

◎生ごみ処理機器について

種 類	特 徴	価格の目安
<p>電動式生ごみ処理機</p> 	<p>「乾燥式」と「バイオ式」があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥式は生ごみを短時間で加熱乾燥して減量化するもの。 ・バイオ式は、微生物に適した温度を保ち、自動でかくはんを行なって、たい肥化を促進するもの。 	<p>3万円から 10万円程度</p>
<p>生ごみ処理容器 (コンポスター)</p> 	<p>土の上に設置して、微生物の働きにより生ごみを発酵・分解し減量化するもの。 時間をかけて、たい肥化します。</p>	<p>2千円から 1万円程度</p>

◎補助制度は次のとおりです。

補助する機器	処理機器の選択	補助額	補助金の支給方法
①電動式生ごみ処理機	自由です。 ※家庭にあったものを検討してください。	購入価格の1/3以内 ※上限 30,000 円	一旦、各自が全額負担。後日、領収書を確認した上で、補助額を指定口座に振込みます。
②生ごみ処理容器(コンポスター)		購入価格の1/2以内	

■申込方法と補助金交付のながれ

- ①購入を希望する商品の金額のわかるもの及び購入予定店を控えたうえで町民課に申請（印鑑必要）してください。（用紙は町民課にあります）※必ず購入する前に、申請してください。
- ②審査のうえ、「支給決定通知書」を発行しますので、「支給決定通知書」を受け取ったのちに、商品を購入してください。（購入の際は、全額負担してください）
- ③領収書等を町民課に提出。
- ④補助金を申請者が指定した口座に振込みします。

■購入数量等

1世帯1基までとします。交付を受けた世帯は、5年間申請できません。

□問合せ先

町民課 町民生活係 TEL 74-2115

令和4年度 集団健(検)診のお知らせ

6月～7月に特定健診・がん検診（胃・肺・大腸）を実施します。
生活習慣病、がんの早期発見・早期治療のために受診しましょう！

- 今年度40歳になる方から対象になります。
- 今年度40歳～84歳になる方に、受診票を郵送します。
- 今年度85歳以上の方や最近転入された今年度40歳以上の方で、受診を希望される場合は、健康推進課へご連絡ください。受診票を郵送します。
- 新型コロナウイルス感染防止のため、以下に該当する方は受診を取りやめてください。
 - ・発熱、せきなどのかぜ症状や体調不良がある方
 - ・2週間以内に、大都市圏などの感染拡大地域への移動歴がある方
 - ・2週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いのある患者との接触歴がある方
- 集団健(検)診の詳細は、受診票に同封している「特定健診・がん検診の案内」をご覧ください。

■日 程

- 新型コロナウイルス感染症対策により、受診者の集中を避けるため、実施日と受付時間に対象地区を指定しています（送迎バス利用者は除く。）。指定の日時に受診できない方は、各実施日の受付時間9:00～9:30にお越しください。
- 送迎バスの運行時間は、受診票に同封している「特定健診・がん検診の案内」に掲載のバス運行表でご確認ください。

○岩崎会場 ふれあいと創造の館 注意！例年より約2週間早い日程になっています。

月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
6	1	水	7:00～7:50	沢辺	
			8:00～8:50	岩崎上	
			9:00～9:30	対象地区の指定なし	
6	2	木	7:00～7:50	岩崎下、岩崎中	送迎バス 運行日
			8:00～8:50	森山、大間越	
			9:00～9:30	対象地区の指定なし	
6	3	金	7:00～7:50	正久	
			8:00～8:50	松神、黒崎	
			9:00～9:30	対象地区の指定なし	

次ページにつづく

○深浦会場 フィットネスプラザ「ゆとり」

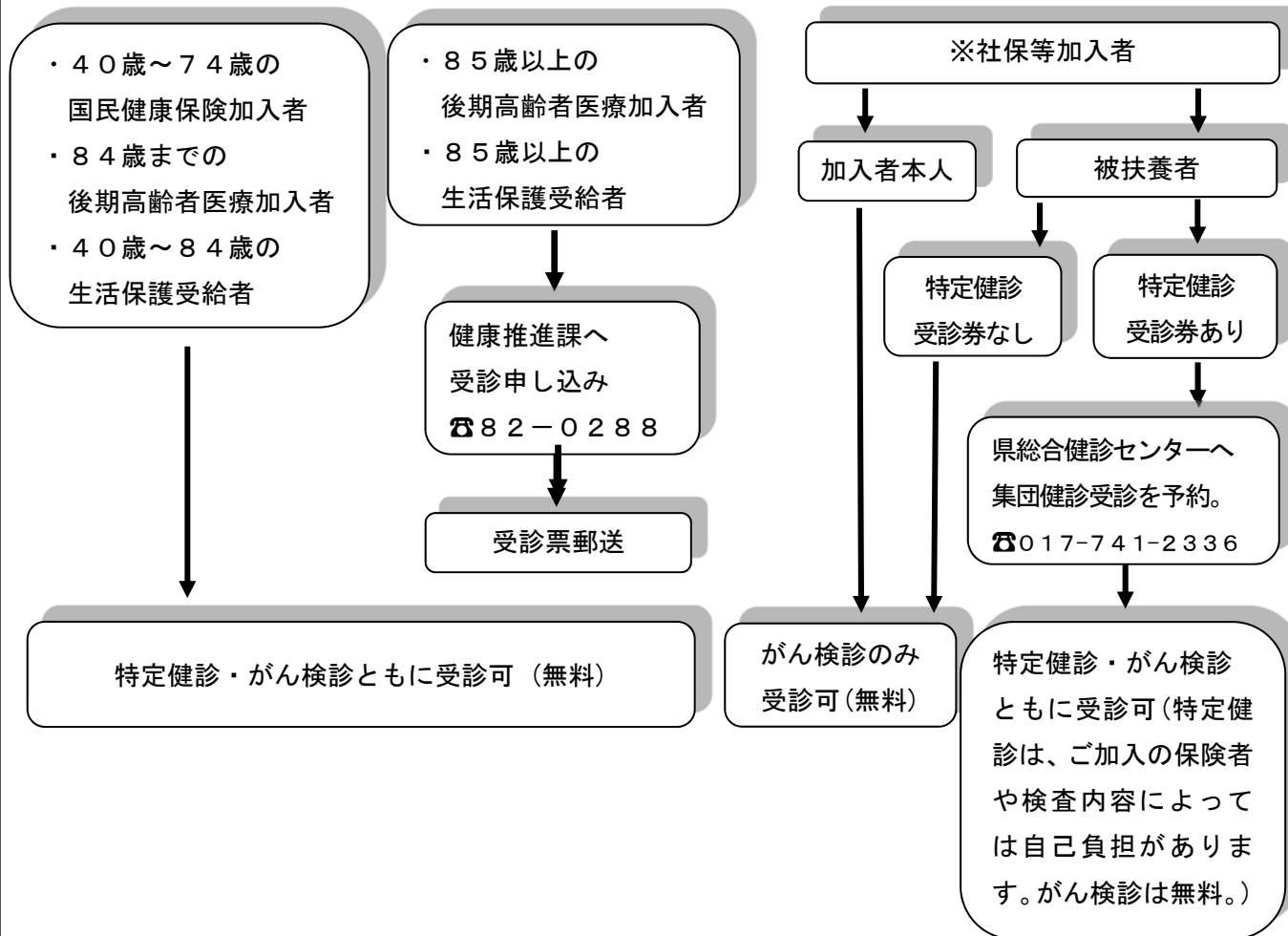
月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
6	20	月	7:00~7:50	5区、6区	
			8:00~8:50	崎の町、東野	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
6	21	火	7:00~7:50	広戸	送迎バス 運行日
			8:00~8:50	川原町、相野山	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
6	22	水	7:00~7:50	4区、12区	
			8:00~8:50	塩見崎、松原	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
6	23	木	7:00~7:50	3区	送迎バス 運行日
			8:00~8:50	横磯、長慶平	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
6	24	金	7:00~7:50	轟木	
			8:00~8:50	舩作、7区	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
6	25	土	今年度40歳~65歳対象の予約健診の日(事前予約者のみ受診可) 予約方法は、受診票に同封の「特定健診・がん検診の案内」を参照。		

○大戸瀬会場 深浦町農村環境改善センター

月	日	曜	受付時間	対象地区	備考
7	13	水	7:00~7:50	北金2区、柳田	
			8:00~8:50	北金1区	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
7	14	木	7:00~7:50	晴山、北金3区	送迎バス 運行日
			8:00~8:50	風合瀬	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
7	15	金	7:00~7:50	田野沢、岩坂	
			8:00~8:50	関	
			9:00~9:30	対象地区の指定なし	
7	16	土	今年度40歳~65歳対象の予約健診の日(事前予約者のみ受診可) 予約方法は、受診票に同封の「特定健診・がん検診の案内」を参照。		

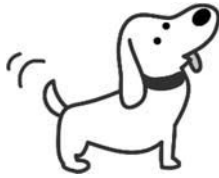
■受診の手続き等

国民健康保険加入者、後期高齢者医療加入者、生活保護受給者と社保等加入者では手続きが異なりますので、下記のフロー図を参考に受診してください。



※社保等とは深浦町国保、後期高齢者医療以外の保険
 （協会けんぽ（旧政府管掌）、健康保険組合、共済組合、国保組合など）
 ※社会保険等の被扶養者の方は、医療保険者から発行される特定健康診査受診券がないと、町で行う特定健診と一緒に受診出来ません。受診券がお手元に届いていない方など、ご不明な点は各医療保険証の発行元へお問い合わせください。

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288



狂犬病の集合注射を実施します



犬の所有者は、狂犬病予防法により、犬の居住地での登録（生涯1回）及び年1回の狂犬病予防注射を行わなければなりません。

町では、下記の日程で狂犬病予防注射を実施します。まだ登録されていない犬も、当日登録いただければ注射を受けることができます。

ただし、動物病院で注射する方は除きます。

■登録

飼い主の方は、犬を飼い始めた日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録を申請し、交付される鑑札を犬に着けてください。

■予防注射

飼い主の方は、狂犬病予防注射を毎年1回その犬に受けさせ、交付される注射済票を着けてください。

※すでに犬を登録済みの方には、「注射実施のお知らせ」のハガキが届きますので、注射実施の際は必ず持参してください。

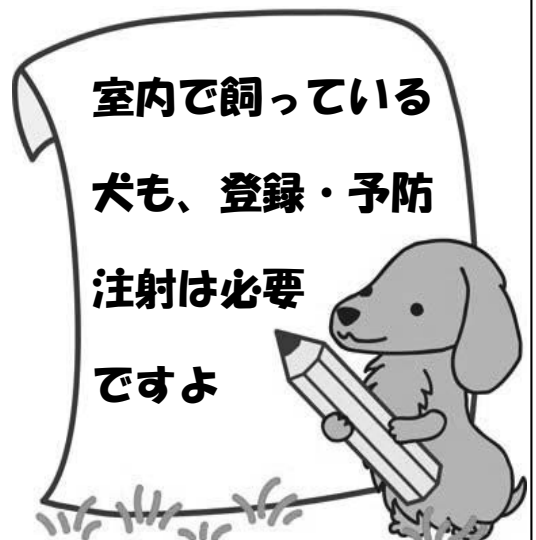
■料金

- (1) 登録料金 3,000円（当日、登録される方のみ）
- (2) 注射料金 3,300円

支払いの際は、なるべくお釣りがないようにご協力をお願いします。

■次の場合は、町民課へ届出ください。

- ・動物病院で狂犬病予防注射を受けたとき。
- ・飼い犬が死亡したとき。
- ・犬の飼い主の氏名及び住所が変わったとき。



■日程・場所・時間

5月12日(木)					
地区	実施場所	実施時間	地区	実施場所	実施時間
大間越	地区合同事務所前	9:00～9:10	崎の町	夕陽ヶ丘公園そば駐車場	13:20～13:25
黒崎	やまびこハウス前	9:20～9:30		生きがいプラザ春光館前	13:30～13:35
松神	コミュニティセンター前	9:35～9:40	川原町	福祉センター前	13:40～13:45
森山	集会所前	9:50～9:55	7区	(旧)入平食堂駐車場前	13:50～13:55
正久	多目的センター前	10:00～10:15	6区	公民館前	14:00～14:05
岩崎上	岩崎支所前	10:20～10:35	岡町	福祉センター前	14:10～14:30
岩崎中	高齢者センター前	10:40～10:50		中学校前	14:35～14:45
岩崎下	漁業振興センター前	10:55～11:00	12区	藪崎秋彦氏宅前	14:50～14:55
沢辺	コミュニティセンター前	11:10～11:20	東野	福祉センター前	15:10～15:15
舩作	福祉センター前	11:30～11:40	長慶平	斉藤勝義氏宅前	15:45～16:00
横磯	集落センター前	11:45～11:55			
	粟谷商店前	12:00～12:05			

5月13日(金)					
地区	実施場所	実施時間	地区	実施場所	実施時間
広戸	町民体育館前	8:30～8:35	田野沢	大戸瀬駅前	11:25～11:30
	福祉センター前	8:40～8:45		漁協田野沢事業所前	11:40～11:45
追良瀬	河川公園前	8:55～9:05	北金ヶ沢	(旧)山崎商店前	11:55～12:00
松原	集落センター前	9:15～9:20		農村環境改善センター前	13:20～13:45
追良瀬	福沢武一氏宅前	9:30～9:35	関	北金ヶ沢駅前	13:50～13:55
轟木	集落センター前	9:45～10:05		福祉センター前	14:00～14:10
風合瀬	風合瀬漁協荷捌所前	10:25～10:35		長谷川商店前	14:15～14:20
	(株)三浦建設駐車場前	10:40～10:45	柳田	柳田駅前	14:25～14:35
	(旧)風合瀬小学校前	10:50～10:55		農業環境改善センター前	14:40～14:45
	かそせバス待合所前	11:00～11:05		阿部丈亮氏宅前	14:50～14:55
晴山	福祉センター前	11:10～11:20	岩坂	藤田武光氏宅前	15:05～15:15
				福祉センター前	15:20～15:25

□問合せ先 町民課 TEL 74-2115

浄化槽をお使いの皆さまへ
◆適正な維持管理をお願いします◆

浄化槽とは、微生物の働きを利用して生活排水を衛生的に処理し、河川などへ流す装置です。浄化槽の維持管理を行わずに放置しておく、河川などの水質を悪くし、悪臭が発生するなど、周囲の生活環境を悪くする原因になります。

浄化槽使用者は、日ごろから適正な維持管理に努めましょう。

◆◆◆浄化槽を正しく使いましょう◆◆◆

浄化槽の使用者には、以下のことが義務付けられています。

《定期的な保守点検》

- ・ 県知事の登録を受けた業者と保守点検のための委託契約をし、定期的に保守点検を受けましょう。

《年1回の清掃》

- ・ 清掃を行い、溜まった汚泥を抜き取りましょう。
- ・ 保守点検及び清掃後に「保守点検及び清掃の記録票」が渡されますが、それは3年間保存しておいてください。

《法定検査の受検》※(社)青森県浄化槽検査センターが法定検査を行います。

- ・ 初めての検査（7条検査）
 使用開始してから3～5か月の間に、浄化槽が正しく設置されているかどうかを主に調べるための検査です。
- ・ 定期検査（11条検査）
 毎年1回、日頃の保守点検

なお、浄化槽法には、主に次のような罰則があります。

- 保守点検や清掃が定められた基準に従っていないために、改善措置や使用停止を命ぜられたにもかかわらず、この命令に従わなかった場合、6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金。
- 法定検査を受けるよう命ぜられたにもかかわらず、受けなかった場合、30万円以下の過料。
- 「浄化槽使用廃止届出書」を提出しなかった場合、又は虚偽の届出をした場合、5万円以下の過料。

◆その他、お皿についたひどい汚れや使った油を流しなどに流さない、洗濯や食器用洗剤は適量以上に使わない、トイレにはトイレットペーパー以外のものは流さない等を心がけ、正しく浄化槽を使用しましょう！

◆◆◆浄化槽についての相談窓口◆◆◆

- ・ 浄化槽の設置、維持管理及び各種提出書類に関すること
 中南地域県民局地域連携部 弘前環境管理事務所 TEL 0172-31-1900
- ・ 法定検査に関すること
 (社)青森県浄化槽検査センター TEL 017-726-9500

法テラス鯉ヶ沢通信 vol. 75

遠藤弁護士



■法テラス鯉ヶ沢法律事務所の概要

所在地 〒038-2761

鯉ヶ沢町舞戸町後家屋敷9-4 鯉ヶ沢町総合保健福祉センター内

時間 9:00～17:00(土・日・祝日は休業)

業務 ◆有料・無料法律相談(要予約、無料相談は条件有り)

※高齢者や障がいのある方など、法律事務所にお越しいただくことが困難な場合は出張法律相談ができる場合があります。

◆訴訟手続代理業務や債務整理代理業務など事件の受任

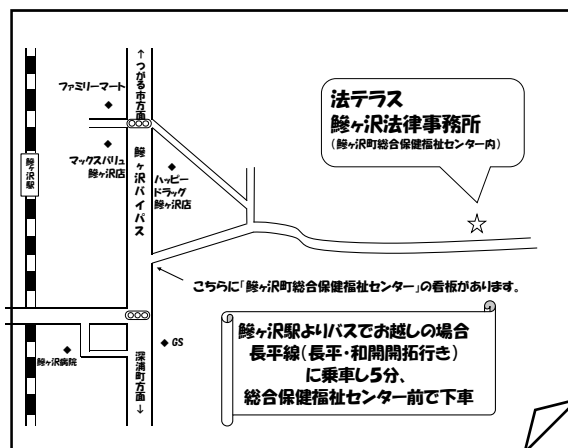
～遠藤弁護士一言メモ～

今年も桜の時期となり、4月23日からは、弘前さくらまつりが開催されています。

実家のアルバムを見ると、子供の頃は弘前や角館のさくらまつりに行っていたようなのですが、高校・大学となってくると近場で花見をした記憶しかありません。

昨年は、事務所の前の桜を楽しむだけで終わってしまった桜の時期ですが、今年こそはさくらまつりに参加してきたいと思います。

□問合せ先 法テラス鯉ヶ沢法律事務所
TEL 050-3383-8369



健康相談日程【5月分】

各地区の生きがい活動の場所をお借りして、保健師が心身の健康に関する相談を受けています。(生きがい活動が中止になった場合は、健康相談も中止になりますのでご注意ください)

日	曜日	時間	地区	場所
9	月	13:30～15:30	松神	松神地区コミュニティセンター
12	木	13:00～15:00	松原	松原集落センター
23	月	13:00～15:00	横磯	横磯集落センター
23	月	10:00～12:00	舩作	舩作福祉センター
23	月	13:00～15:00	追良瀬	追良瀬福祉センター
23	月	10:00～12:00	麩木	多目的集落センター
24	火	13:00～15:00	7区	福祉センター(元城館)
24	火	10:00～12:00	正久	正久地区多目的センター
24	火	13:00～15:00	田野沢	田野沢福祉センター
25	水	10:00～12:00	大間越	大間越地区コミュニティセンター
25	水	13:00～15:00	風合瀬	風合瀬農業環境改善センター
25	水	10:00～12:00	5区	福祉センター(猿神鼻)
26	木	13:00～15:00	岩坂	岩坂福祉センター
26	木	10:00～12:00	岩崎上	岩崎上地区コミュニティセンター
27	金	10:00～12:00	長慶平	長慶平福祉センター(4月～11月)

□問合せ先 健康推進課 TEL 82-0288

認知症のため道に迷ったり、家へ帰れないなどの心配はありませんか？

～大切な家族を守るために～

行方不明になる認知症の方は、はじめから目的もなく歩き回っているわけではありません。その方なりの目的や理由があります。しかし、歩いているうちに目的を忘れて、方向が分からなくなり、道に迷ってしまうことがあります。

町ではそのような方の早期保護と介護者の負担軽減のため、事前登録事業や見守り用GPS端末機の利用料金の助成事業を行っております。

1) 行方不明などの心配がある方は「事前登録」を！

事前登録をしていただいた方が行方不明となった時、迅速に行方不明情報を発信し、捜索の輪を広げます。

【対象者】深浦町に住所を有する65歳以上で認知症による行方不明が心配される方です。（65歳未満でも認知症による行方不明の心配がある方もご利用できますのでご相談ください。）

【申請】ご家族が「認知症高齢者等事前登録申請書」を地域包括支援センターにご提出ください。登録は無料です。登録の際は6か月以内に撮影した写真を地域包括支援センターにご持参ください。

【情報について】事前登録情報は地域包括支援センター、鯉ヶ沢警察署、深浦消防署で共有します。
※登録情報は本事業に関わるもののみを使用し、適切な取り扱いが行われるよう十分配慮いたします。

2) 認知症高齢者見守り用GPS端末機の利用料金の助成

認知症による行方不明者の早期保護と介護者の負担軽減のため、GPSを用いた位置情報システムを利用したサービス機能の提供を受けるための料金を助成します。

【利用者】認知症などによる行方不明のおそれがある高齢者を介護しているご家族です。

【助成について】町指定の業者と契約し利用料金を支払った後、助成申請していただきます。助成対象は初期登録料と6か月目までの基本利用料で、30,000円を上限とします。

7か月目以降の基本利用料は利用者負担となります。

【利用方法】登録高齢者がGPS端末を携帯することで、パソコンやスマートフォンからインターネットで登録高齢者の居場所をいつでも検索することができます。

※専用アプリ利用タイプ（月額利用料：638円）、
専用WEBサイト利用タイプ（月額利用料：2,090円）
の2タイプがあります。
詳しくはお問い合わせください。



申込・問合せ先

深浦町地域包括支援センター TEL 74-4421

「子どもの発達支援のために・・・」



あそびの広場のお知らせ

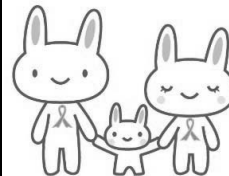
深浦町では、就学前のお子さんとその家族の方を対象に、遊びを通してからだの動かし方や集団の中でのルールやお友達とのやりとりなどを学ぶことができる『あそびの広場』を開催します。

ふれあい遊びや大型絵本の読み聞かせなど多数のプログラムを支援スタッフが準備しています。親子での参加をお待ちしています。

○ 年間予定 年12回を予定しています

*新型コロナウイルス感染症流行状況で中止になる場合もあります

1	令和4年4月12日（火）	7	令和4年10月18日（火）
2	5月10日（火）	8	11月15日（火）
3	6月7日（火）	9	12月13日（火）
4	7月12日（火）	10	令和5年1月17日（火）
5	8月16日（火）	11	2月14日（火）
6	9月20日（火）	12	3月7日（火）



○ 実施場所 4月～11月：深浦町保健センター（深浦診療所となり）
12月～3月：大戸瀬支所（参加人数が多い場合は深浦町保健センター）

○ 対象者 *ことば・発達がゆっくりなお子さんや育児に心配がある家族
*就学前のお子さんとその家族

○ 内容 *主なプログラム 10時から11時40分
自由遊び→親子ふれあい遊び→動物たいそう→バルーン遊び→ミニサーキット
→ペープサート など
*個別相談（希望者のみ）

○ 指導員 西北五広域福祉事務組合 相談事業所もりた 支援スタッフ

○ 持ち物 汗ふきタオル、着替え、飲み物（お茶か水）など

○参加申込み 1週間前までに電話で申し込みください。

お問い合わせ・申込み先

健康推進課 保健師 電話 82-0288

令和4年度

「白神サークル」会員募集

白神サークルは、深浦町で生活している精神障害など心の病をもつ当事者の会です。
参加者同士で病気の再発を予防するために集まり、生活のこと、悩みなどを語り合います。また、レクリエーション（料理・ゲーム・町内散策など）を行い、共同活動の楽しさも学んでいます。

- 活動日時 毎月1回 第4木曜日（変更となる場合もあります）
時間 9：30～13：00
- 活動場所 主に、ふれあいと創造の館（岩崎地区）
※会場まで自分で来られない方はご相談ください。
- 会費について 会費は無料ですが、料理を作るときなどは材料費がかかります。
- 参加について 主治医に相談し、了解が得られましたら、健康推進課までご連絡ください。

ご参加お待ちしております。

○令和4年度の活動内容

月 日（曜日）	内 容
4月28日（木）	野外活動（お花見）
5月26日（木）	勉強会（糖尿病について）
6月30日（木）	野外活動（十二湖散策）
7月28日（木）	ゲーム大会（トランプなど）
8月25日（木）	料理（野菜たっぷりレシピ）
9月22日（木）	手芸（コースターづくり）
10月20日（木）	野外活動（十二湖散策）
11月24日（木）	運動（卓球）
12月22日（木）	クリスマス会（ホットケーキ）
1月26日（木）	新年会（おしゃべり会）
2月16日（木）	運動（体操）
3月23日（木）	次年度計画づくり



問合せ先 深浦町 健康推進課
電話 82-0288

深浦地区ウォーキング開催 参加者募集！！

日 時	令和4年5月28日（土） 9：00 から 12：00 頃まで
集合場所	町民体育館（駐車場） <u>受付 9：00 から 9：20 まで</u>
内 容	行合崎の植物についてのガイド付きです。 約2時間のウォーキングを行います。（ノルディックウォークも可） ※小雨は決行。悪天候の場合は中止とします。
募集人数	小学生以上の町民 定員20名（小学生の参加は保護者同伴とします。） 木造高校深浦校舎の生徒及び教職員も参加します！
参加料	1人500円（傷害保険料等を含む）
申込期限	<u>5月17日（火）正午までに</u> 、電話又はFAXでお申込みください。
申込先	深浦町教育委員会 教育課（深浦字苗代沢84-2 役場3階） TEL：74-4419 FAX：74-3050 担当：永谷

「深浦地区ウォーキング」参加申込書

フリガナ 氏名		年 齢	歳	性 別	男・女
住所	〒 - 深浦町大字			電話番号	
フリガナ 氏名		年 齢	歳	性 別	男・女
住所	〒 - 深浦町大字			電話番号	
フリガナ 氏名		年 齢	歳	性 別	男・女
住所	〒 - 深浦町大字			電話番号	

クマに注意!!

例年、雪解けとともにクマが活動し始めます。
これからの時期、冬眠明けのクマが広い範囲でエサを求めて活発に行動しますので、
行楽や山菜採り、農作業等で野外活動する際は、厳重な注意及び対策をお願いします。

クマに出会わないために

あらかじめクマ出没
情報に注意し出没
地域には入らない

クマの足跡や糞などを
見つけた場合は、先には
進まず引き返す

必ず2人以上で
行動し、単独で
山には入らない

食べ物や食べ物の
容器等を野外に捨
てない、置かない

早朝、夕方はクマが
活発に行動する時
間なので注意する

鈴や笛、ラジオなどを
身につけ、周りに音を
出しながら行動する



クマに出会ってしまったら



後ずさりしながら静かに
立ち去る

子グマを見ても決して近寄ら
ない(近くに親
グマがいる可
能性有り)

大声を上げたり、
石を投げたりして
刺激しない、背
中を見せて逃げ
ない、走らない

襲撃された場合
は頭部、頸部
を防御し、致命
傷を避ける

★クマを目撃しましたら深浦町農林水産課までご連絡ください。

深浦町鳥獣被害防止対策協議会

(事務局 深浦町農林水産課 TEL. 74-4411)

新緑の十二湖33湖めぐり

津軽国定公園十二湖は、江戸時代・宝永元年（1704年）の大地震により沢がせき止められ形成されたといわれています。その際にできた湖沼は33を数えましたが、大崩（694m）から眼下に湖が12見えたことから「十二湖」といわれるようになりました。

十二湖33湖をめぐるとレッキングを開催いたします♪ 普段は見ることの出来ない湖沼もたくさんありますので、新緑の十二湖をガイドさんとともに散策してみませんか？



日 時	令和4年5月14日（土）
集合場所	白神十二湖エコ・ミュージアム（午前8時20分までに集合）
日 程	8時30分 開会式・バス乗車。ニツ目の池～がま池間は車窓から 8時45分 森の物産館『キョロロ』からスタート！ 12時30分 リフレッシュ村にて昼食（お弁当をご用意しております） 13時30分 道芝の池・日暮の池・小夜の池、日本キャニオン方面 15時30分 白神十二湖エコ・ミュージアムに到着・解散

※諸事情により一部コースの変更・短縮をすることがあります。

散策時間	約7時間（昼食・休憩を含む）
募集人数	20名（締切日：5月6日（金）、または定員になり次第締め切り）
持ち物	飲み物・雨具・行動食など。（必要に応じて着替え・軍手等）
参加料	一人4,000円（ガイド料、昼食代、保険料込み。記念写真後日送付）

※小学生以下、一人2,000円（保護者同伴）

※感染症拡散防止のため、当日風邪の諸症状や、体調のすぐれない方。体温が37.5℃以上ある方のご参加はご遠慮ください。

尚、今後の状況等により、予告なしに急遽中止となる場合もあります。予めご了承ください。

【申込み・問合せ先】 青森県西津軽郡深浦町大字松神字松神山1-3

深浦町白神十二湖エコ・ミュージアム（月曜日・休館）

十二湖森の会事務局 TEL 0173-77-3113 FAX 0173-77-3114

ふかうらまちカレンダー

5月

☐問合せ先 総合戦略課 企画調整係 TEL 74-2122

★は深浦町公民館活動

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
<p>1</p> <p>★将棋愛好会 (10時～)</p>	<p>2</p> <p>★パッチワーク 愛好会 (10時～)</p> <p>★教育書道会書 道教室 (15時～)</p> <p>★深浦婦人会 (19時～)</p>	<p>3</p> <p>憲法記念日</p> <p>★エコクラフト 愛好会 (10時～)</p>	<p>4</p> <p>みどりの日</p>	<p>5</p> <p>こどもの日</p>	<p>6</p>	<p>7</p>
<p>8</p>	<p>9</p> <p>保健師健康相談 (松神)</p> <p>★パッチワーク 愛好会 (10時～)</p> <p>★教育書道会書 道教室 (15時～)</p>	<p>10</p> <p>★エコクラフト 愛好会 (10時～)</p>	<p>11</p> <p>★サークル人形 愛好会 (11時 ～)</p>	<p>12</p> <p>保健師健康相談 (松原)</p> <p>★支援センターほほ えみ (9時30分～)</p> <p>★拳舞の会(13時～)</p> <p>★光楓書友会 (18時～)</p> <p>★油絵愛好会 (19時～)</p>	<p>13</p> <p>★花咲会 (10時～)</p> <p>★猟銃検査 (13時～)</p>	<p>14</p> <p>★書道愛好会 (13時～)</p>
<p>15</p> <p>★将棋愛好会 (10時～)</p>	<p>16</p> <p>★浜萱草句会 (9時30分～)</p> <p>★パッチワーク 愛好会 (10時～)</p> <p>★教育書道会書 道教室 (15時～)</p>	<p>17</p> <p>★エコクラフト 愛好会 (10時～)</p> <p>★弘前ヒアリング (13時～)</p> <p>★深浦ねぶた踊 り普及会 (19時～)</p>	<p>18</p>	<p>19</p> <p>★支援センター ほほえみ (9時 30分)</p>	<p>20</p> <p>★料愛クラブ (9時～)</p>	<p>21</p>
<p>22</p>	<p>23</p> <p>保健師健康相談 (横磯・船作・ 追良瀬・轟木)</p> <p>★パッチワーク 愛好会 (10時～)</p> <p>★教育書道会書 道教室 (15時～)</p>	<p>24</p> <p>保健師健康相談 (7区・正久・ 田野沢)</p> <p>★エコクラフト 愛好会 (10時～)</p> <p>★深浦ねぶた踊 り普及会 (19時～)</p>	<p>25</p> <p>保健師健康相談 (大間越・風合 瀬・5区)</p> <p>★サークル人形 愛好会 (11時～)</p>	<p>26</p> <p>保健師健康相談 (岩坂・岩崎上)</p> <p>★支援センターほ ほえみ(9時30分～)</p> <p>★拳舞の会(13時～)</p> <p>★光楓書友会 (18時～)</p> <p>★油絵愛好会 (19時～)</p>	<p>27</p> <p>保健師健康相談 (長慶平)</p>	<p>28</p>
<p>29</p>	<p>30</p> <p>★教育書道会書 道教室 (15時～)</p>	<p>31</p> <p>★深浦ねぶた踊 り普及会 (19時～)</p>	<p>1</p>	<p>2</p>	<p>3</p>	<p>4</p>